

## 東大阪市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、東大阪市国際交流協会（International Association of Higashiosaka 以下「協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協会の事務局は、東大阪市内に置く。

(目的)

第3条 協会は、世界の多様な文化及び人々との相互理解を深めるとともに、地域の国際化を促進し、新しい文化の創造と平和で平等な社会づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 海外都市の内、主に東大阪市が提携する姉妹都市の市民及び日本在住外国人と東大阪市民との市民交流事業
- (2) 国際交流の機会提供及び参加促進事業
- (3) 国際交流に関する各種情報・資料の交換ならびに市民への啓発事業
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 協会の会員の区分は、別紙のとおりをもって組織する。

- 2 協会の会員の会費は、別紙のとおりとする。
- 3 会員となろうとする者は、理事会の承認を得なければならない。
- 4 新入会員の会費については事業年度の残余月数により減額する。また、事業年度の途中に選任された役員は事業年度の残余月数により定められた金額を納める。
- 5 一度納入された会費についてはこれを一切返還しない。なおやむを得ない事情があり、本人から文書による返還の申し立てがあった場合には理事会の決議により返還することができる。
- 6 その他入会に関する事項は、理事会が「入会規定」を定めることができる。
- 7 通算2年以上の会費未納者については、継続の意志確認を行う。本人から継続の意思表示がない場合には、退会したものとみなす。
- 8 会員の除名は総会で議決を得なければならない。

(総会)

第6条 定時総会は、毎会計年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時総会は必要あるときに随時これを招集する。

- 2 定時総会および臨時総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長がつとめる。
- 4 総会において、会員1名につき、1議決権を持つ。
- 5 総会の決議は、別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって行う。  
ただし、規約の改正・監事の解任および協会の解散の決議は、議決権を行使することができる会員の3分の1以上が出席し、出席した当該会員の3分の2以上をもって行う。
- 6 総会に出席しない会員に書面による議決権行使を認める。
- 7 会員は、委任状を提出することで、代理人によって議決権を行使することができる。
- 8 6項および7項の場合、当該総会における出席者数および議決権数に加算する。
- 9 総会は、次の事項を決議対象とする。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (2) 予算及び決算に関すること
  - (3) 規約の改正に関すること
  - (4) 役員を選任および解任
  - (5) 会員の除名
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他、会長が特に必要と認めたもの

(役員)

第7条 協会はずぎのとおり役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名以上 10名以内
  - (3) 専務理事 1名
  - (4) 理事 3名以上 20名以内
  - (5) 会計 1名
  - (6) 監事 1名以上
- 2 協会は役員として、参与を若干名置くことができる。
  - 3 会長及び監事は、総会において選任する。
  - 4 理事その他の役員は、会長が指名し、総会の承認を得て選任する。
  - 5 役員に選任された者は、別紙のとおり一般の会員とは異なる会費を納める。

(役員任期)

第8条 役員任期は次のとおりとする。

- 1 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 役員の再任は妨げない。
- 3 役員の辞任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
- (3) 専務理事は、会長を補佐し、協会の業務全般を統括する。
- (4) 理事は、理事会を構成し事業を議決し、会長の命を受け事業を執行する。
- (5) 会計は、協会の金銭、財産を管理し記録、報告する。
- (6) 監事は、協会の会計を監査する。
- (7) 参与は、他の役員に対し助言をする。

#### (理事会)

第10条 協会は理事会を置く。

- 2 理事会は、総会における決議事項以外の事業内容を決定し、役員職務執行の監督を行う。
- 3 理事会は、会長、副会長、専務理事、理事および会計をもって組織する。
- 4 理事会は、会長が必要に応じ招集する。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 監事および参与、法人会員は、理事会に出席することができる。ただし、議決権を持たない。
- 7 役員以外の会員は、理事会の許可を得て、理事会を傍聴することができる。ただし、理事会の許可無く発言はできない。

#### (顧問等)

第11条 協会に、顧問、特別顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 協会に対し著しく貢献のあった者を、理事会の決議を経て会長が委嘱し、顧問、特別顧問又は相談役とすることができる。
- 3 顧問、特別顧問及び相談役は、理事会の要請により出席して業務に関する助言をすることができる。ただし、議決権は有しない。
- 4 顧問、特別顧問及び相談役に選任された者は、別紙のとおり会費を納める。

(報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。ただし、理事会で必要と認めた場合は、支給することができる。

(議事録)

第13条 理事会および総会はその経過の要領及び結果を記載した議事録を作成しなければならない。

2 理事会議事録については、会長及び出席理事の中から理事会において選任された議事録署名人2名が、署名しなければならない。

3 総会議事録については、会長及び出席会員の中から総会において選任された議事録署名人2名が、署名しなければならない。

(事務局)

第14条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 前項の事務局に会長が委嘱した事務局長を置く。

(経費)

第15条 協会に必要な経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第16条 協会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事業報告及び収支決算)

第17条 協会の事業報告及び収支決算は、監事の監査を経て総会の決議を得なければならない。

(除名)

第18条 会員に、協会の名誉を著しく汚し又は信用を失うような行為があった場合、総会の決議を経て、除名させることができる。

(実施の細目)

第19条 この規約の施行について必要な事項、各種の運営規定は、理事会が別に定めることができる。

(暫定予算)

第20条 会長は、翌年度の4月・5月に要する経費にあてるため、暫定予算を組むことができる。暫定予算は、当該暫定予算に係る年度の前年度の予算の議決と同時に議決しておくものとする。

2 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出は、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

3 会長は、予算および暫定予算が成立していない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り一定期間に係る前年度予算の範囲内で支出することができる。

(予算の流用)

第21条 会長は、事業の執行にあたって、やむを得ない場合は、理事会の議決を得て、予算科目間の流用をして支出することができる。

(会員への優待権)

第22条 別紙のとおり、会員への優待権を定める。

付 則

1 本規約は、令和2年6月25日開催の総会決議をもって施行する。

(別紙) 会員区分、年会費および総会等出席権・議決権のまとめ

会員の区分	会費(年額)	出席権の有無		議決権の有無		協会事業への参加権の有無
		理事会	総会	理事会	総会	
一般会員	¥5,000	×(無)	○(有)	×(無)	○(有)	○(有)
法人会員	¥10,000	○(有)	○(有)	×(無)	○(有)	○(有)
学校会員	¥5,000	×(無)	○(有)	×(無)	○(有)	○(有)
学生会員	¥1,000	×(無)	○(有)	×(無)	○(有)	○(有)
協賛企業	¥10,000	×(無)	○(有)	×(無)	×(無)	○(有)
会長・副会長・専務理事・理事・会計	¥20,000	○(有)	○(有)	○(有)	○(有)	○(有)

	会費	選任権者
会長	上の表のとおり	総会
監事	一般会員に準ずる	総会
副会長、専務理事、理事、会計	上の表のとおり	会長指名、総会承認
参与	一般会員に準ずる	会長指名、総会承認
顧問	理事等に準ずる	理事会
特別顧問	一般会員に準ずる	理事会
相談役	一般会員に準ずる	理事会

(別紙) 会員への優待権

	会員区分	協会ホームページへのバナー広告の無料掲載	協会事業開催時の参加権
	一般会員	×(無)	優先購入可能
	法人会員	×(無)	1名分無料参加権付与
	学校会員	×(無)	優先購入可能
	学生会員	×(無)	優先購入可能
	協賛企業	○(有)	2名分無料参加権付与